

南部町 在宅育児世帯支援給付金

南部町では育児休業給付金を受給していない方で、生後8週間を超えて1歳までの乳児を連続して1ヶ月以上家庭で保育する父母や祖父母に対し、給付金を支給します。

支給金額

1ヶ月あたり30,000円(乳児1人につき)

申請方法

生後3ヶ月頃にご案内します。
対象の方は子育て支援課へ申請してください。

支給方法

支給月(4、7、10、1月)に口座へ振り込み

支給要件

[乳児について]

- ・生後8週間を超え、満1歳までの乳児
- ・町内に住所があり、かつ実際に町内に居住していること

[支給対象者について]

①支給対象者が乳幼児の父または母の場合

- ・町内に住所があり、家庭で1ヶ月以上継続して子育てしていること
- ・育児休業給付金、手当等を受給していないこと

②支給対象者が乳児の祖父母の場合(父母が育児休業中または退職中の場合を除く)

- ・町内に住所があり、父母に代わり乳児を家庭で1ヶ月以上継続して子育てしていること
- ・乳児の父及び母の就業状況が、乳児が保育園などに入園する条件を満たしていること

※支給対象者が生活保護法による保護を受けているときや、里帰り出産等で一時的に南部町に住所があるときなど、給付金が支給できない場合があります。

【問い合わせ・申請先】南部町 子育て支援課(健康管理センターすこやか内)

TEL 0859-66-5525